別紙

実　施　要　項

１　日　　時　　令和７年６月１日（日）午前９時００分　開　　館
９時２０分　受　　付
午後４時００分　終了予定

２　場　　所　　ＡＬＳＯＫぐんま武道館　　大道場

３　受審資格　　６段　　６５歳未満の場合５段受有後、修業年限５年以上の者
６５歳以上の場合５段受有後、修業年限２年以上の者
（令和５年８月３１日までに５段を授与された１９６０年８月３日（福岡）以前または３１日（宮城）以前の生年月日の者）
７段　　６５歳未満の場合６段受有後、修業年限６年以上の者
６５歳以上の場合６段受有後、修業年限３年以上の者
（令和４年８月２１日開催の新潟審査までに６段に合格している１９６０年８月２日（福岡）以前または３０日（宮城）以前の生年月日の者）
８段　　６５歳以上で７段受有後、修業年限５年以上の者
（令和２年８月３０日開催の福岡審査までに７段に合格している１９６０年８月１０日以前の生年月日の者および令和２年１０月１５日の兵庫審査で７段合格した１９６０年８月１０日（愛知）以前の生年月日の者）

※（　）の生年月日は、審査日当日が年齢基準となっているため、福岡、宮城の審査を受審する方は各々確認をする事。

４　費　　用　　４，０００円（弁当代含む）申込と同時に振込むこと。

５　申込方法　　群剣連審査申込書に必要事項を漏れなく記載し、各支部が取りまとめて群剣連事務局まで申し込むこと。
（費用も各支部取りまとめて申込締切日までに振込むこと）

６　申込締切　　５月２１日（水）必着　群馬県剣道連盟事務局まで
☆ 事前に組み合わせを作成するため、締切厳守のこと。

７　持 ち 物　　剣道具、面マスクまたはマウスガード、木刀

８　欠席の扱い　　やむを得ず欠席される者は欠席届を提出し（研修日から１週間以内を厳守）、審査までの水曜日（今回は７月２３日（水）までとする）の群剣連主催の合同稽古に必ず２回は参加し、参加したことを報告すること。満たない場合は、受審できない。

９　そ の 他

①傷害保険は連盟にて加入する。
②面をつける場合は、必ず面マスクまたはマウスガードを装着すること。
③昼食は主催者で用意する。**飲食は大道場２階観覧席を利用する**こと。
④荷物は大道場観覧席に置き、貴重品は携行すること。
⑤使用する竹刀は各自が責任を持って点検し、事故のないように努めること。
⑥ＡＬＳＯＫぐんま総合スポーツセンター内は敷地内での喫煙は３か所に限定されたため、限定場所で喫煙すること。
⑦費用返金のキャンセルは、研修会前日までとする。
⑧６・７段を受審する方は、年間３回実施される研修会に必ず２回以上参加することが義務付けられている。
⑨コロナ前と同じように立ち合い、日本剣道形講習、合同稽古を行う。
⑩**今回に限り、特例措置として３項受審資格の(　)書きの受審条件に当てはまる方は、本研修会に参加を条件に８月の審査会（福岡県・愛知県・宮城県）を受審できる。**
⑪今回の特例措置で受審する方は、申込書の該当欄に記入すること。